

お支払いの対象となる方、お支払いの対象となる損害、お支払いする賠償金額について

1. お支払いの対象となる方

当社事故発生時点において、避難指示区域（南相馬市の特定避難勧奨地点を含む）¹内に生活の本拠を有していた方で、避難等²を余儀なくされた方のうち、以下の方を対象とさせていただきます。

（1）要介護状態等のご事情をお持ちの方

ご請求対象期間において、日常生活を送るにあたり介護等が必要とされる要介護状態等のご事情をお持ちの方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方。

なお、「要介護状態等のご事情をお持ちの方」とは、以下のいずれかに該当する方、もしくは同等のご事情をお持ちの方になります。

- ・介護保険被保険者証により、要介護5～1の認定を受けていることが確認できる方
 - ・身体障害者手帳により、身体障害等級1～6級の認定を受けていることが確認できる方
 - ・精神障害者保健福祉手帳により、精神障害等級1～3級の認定を受けていることが確認できる方
 - ・療育手帳により、障がいの程度AまたはBの認定を受けていることが確認できる方
- *上記と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

（2）恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方

ご請求対象期間において、日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方。

なお、「日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方」とは、以下のいずれかに該当する方、もしくは同等のご事情をお持ちの方になります。

- ・介護保険被保険者証により、要介護5または4の認定を受けていることが確認できる方
 - ・身体障害者手帳により、身体障害等級1級または2級の認定を受けていることが確認できる方
 - ・精神障害者保健福祉手帳により、精神障害等級1級の認定を受けていることが確認できる方
 - ・療育手帳により、障がいの程度Aの認定を受けていることが確認できる方
- *上記と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

2. お支払いの対象となる損害

要介護状態等のご事情をお持ちであること、あるいは日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方を介護しておられることにより、避難等によって被られた精神的苦痛が増加したことに係る損害を対象とさせていただきます。

3. お支払いする賠償金額

要介護状態等に応じ、以下の賠償金をお支払いいたします。今回ご案内させていただいている賠償は、すでにお支払いしております「避難生活等による精神的損害」を増額して、追加の賠償金をお支払いさせていただくものです。

(1) 要介護状態等のご事情をお持ちの方への賠償

お一人さまにつき、下表「要介護状態等にもとづく追加のお支払い」に定める金額にもとづき、ご提出いただいた証明書類等に記載されている認定期間・要介護状態等に応じた各月の金額を合算した賠償金額をお支払いいたします。

なお、同一月において複数の要介護状態等に該当する方につきましては、お支払いする金額がもっとも高いいずれか1つの要介護状態等に対する賠償金額をお支払いいたします。

(2) 恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方への賠償

介護をしておられる方の人数にかかわらず、日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方お一人さまにつき、下表「要介護状態等にもとづく追加のお支払い」に定める金額にもとづき、ご提出いただいた証明書類等に記載されている認定期間・要介護状態等に応じた各月の金額を合算して賠償金額をお支払いいたします。

<要介護状態等にもとづく追加のお支払い>

要介護状態等		賠償金額	
		要介護状態等のご事情をお持ちの方	恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方
介護保険被保険者証 をお持ちの方	要介護5・4	20,000円/月	10,000円/月
	要介護3・2	15,000円/月	
	要介護1	10,000円/月	
身体障害者手帳 をお持ちの方	身体障害等級1級・2級	20,000円/月	10,000円/月
	身体障害等級3級・4級	15,000円/月	
	身体障害等級5級・6級	10,000円/月	
精神障害者保健福祉 手帳をお持ちの方	精神障害等級1級	20,000円/月	10,000円/月
	精神障害等級2級	15,000円/月	
	精神障害等級3級	10,000円/月	
療育手帳 をお持ちの方	障がいの程度A	20,000円/月	10,000円/月
	障がいの程度B(B-1相当)	15,000円/月	
	障がいの程度B(B-2相当)	10,000円/月	

* 上表の要介護状態等と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

- 1 避難指示区域：「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域
- 2 避難等：避難、避難等対象区域外滞在、及び屋内退避

以上